

第6条 略

(適用除外)

第7条 略

2 略

(1)～(6) 略

(7) 工事現場の仮囲いに表示される広告物で規則で定める基準に適合するもの

3 略

(更新の許可)

第11条 略

(管理義務)

第15条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者（以下「広告物表示者等」という。）は、当該広告物又は掲出物件の補修その他必要な管理を怠らないようにし、これらを安全かつ良好な状態に保持しなければならない。

(点検義務)

第15条の2 広告物表示者等は、広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持

第6条 前2条に該当する場合を除き、次に掲げる地域又は場所において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

(1) 道路、鉄道、軌道及び索道のうち知事が指定する区間

(2) 道路、鉄道、軌道及び索道に接続する地域のうち知事が指定する地域

(3) 景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画の区域のうち知事が指定する区域

(4) 前3号に掲げるもののほか、良好な景観を形成し、又は風致を維持するため知事が指定する区域

(適用除外)

第7条 略

2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第4条及び前条の規定は、適用しない。

(1)～(6) 略

3 略

(更新の許可)

第11条 第6条又は第7条第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件をその許可の期間を経過した後も引き続き表示し、又は設置しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 略

(管理義務)

第15条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者（以下「広告物表示者等」という。）は、当該広告物又は掲出物件の補修その他必要な管理を怠らないようにし、これらを良好な状態に保持しなければならない。

部等の損傷、腐食その他の劣化の状況を点検しなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

2 前項本文の場合において、同項本文の広告物又は掲出物件が規則で定めるものであるときは、法第10条第2項第3号イに掲げる者（第34条第1項第1号において「屋外広告士」という。）その他前項の規定による点検をするのに必要な知識及び技能を有するものとして規則で定める者に点検させなければならない。

3 第11条第1項の許可の申請には、規則で定めるところにより、第1項の規定による点検の結果に関する書類を添付しなければならない。

(許可の表示)

第16条 略

(業務主任者の設置)

第34条 略

(1) 屋外広告士

(2)～(4) 略

2 略

(許可の表示)

第16条 略

(業務主任者の設置)

第34条 屋外広告業者は、その営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

(1) 法第10条第2項第3号イの規定による国土交通大臣の登録を受けた法人が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

(2)～(4) 略

2 略

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条の2第3項の改正規定は、平成30年10月1日から施行する。

2 この条例の施行の日から平成30年9月30日までの間における改正後の第15条の2第2項の規定の適用については、同項中「点検させなければならない」とあるのは、「点検させることができる」とする。